

世田谷区通所型サービスの加算について

1. 基本的な考え方

世田谷区の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）における指定事業者が提供する通所型サービス（総合事業通所介護サービス及び総合事業運動器機能向上サービス）は、指定通所介護または指定地域密着型通所介護の指定を受けている事業所がサービス提供可能としています。

そのことから、指定通所介護、指定地域密着型通所介護と同様の以下の加算については、指定通所介護、指定地域密着型通所介護にて算定されていることが前提となり、算定の基準も同様になります。

**若年性認知症利用者受入加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、生活機能向上連携加算、  
口腔・栄養スクリーニング加算、栄養アセスメント加算、科学的介護推進体制加算**

2. 世田谷区通所型サービスの独自加算について

旧介護予防通所介護に存在し、指定通所介護または指定地域密着型通所介護にない以下の加算は、旧介護予防通所介護の基準に準拠して、以下のとおりとしています。

**（1）運動器機能向上加算 225単位/月**

旧介護予防通所介護にて算定されていた運動器機能向上加算と同じ基準の加算になります。そのため、以下の算定基準等は旧介護予防通所介護の基準に基づいて作成しています。

通所介護、地域密着型通所介護の個別機能訓練加算とは要件が異なる部分がありますのでご注意ください。

◆算定の基準（「旧指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」準拠）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして世田谷区長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 人員	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」）を1名以上配置して行うこと。
ロ 計画	利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、「運動器機能向上計画」を作成していること。
ハ 記録	利用者ごとの「運動器機能向上計画」に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 評価	利用者ごとの「運動器機能向上計画」の進捗状況を定期的に評価すること。
ホ 基準 適合	運営基準に基づき事業所の運営規程に定められた利用定員を遵守するとともに、人員基準に定められた職種、員数の職員を配置し、定員超過及び人員欠如による減算をしていないこと。

◆運動器機能向上加算の取り扱いについて（「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」準拠）

- ① 運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者（事業対象者を含む。）ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。
- ② 理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからカまでに掲げるとおり、実施すること。

ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。

イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントと整合が図れたものとする。

ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した「運動器機能向上計画」については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該「運動器機能向上計画」の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。

エ 「運動器機能向上計画」に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、「運動器機能向上計画」に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、「運動器機能向上計画」の修正を行うこと。

カ 「運動器機能向上計画」に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者へ報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合には、上記アからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。

◆Q & A（旧介護予防通所介護のQ & A 準拠）

（質問 1）運動器の機能向上について、個別の計画を作成していることを前提に、サービスは集団的に提供してもよいか。

（回答 1）個別にサービス提供することが必要であり、集団的な提供のみでは算定できない。なお、加算の算定に当たっては、個別の提供を必須とするが、加えて集団的なサービスを提供することを妨げるものではない。

（質問 2）運動器機能向上加算の 1 月あたりの回数や 1 日あたりの実施時間に目安はあるのか。利用者の運動器の機能把握を行うため、利用者の自己負担により医師の診断書等の提出を求めることは認められるのか。

（回答 2）利用回数、時間の目安を示していないが、適宜、介護予防マニュアル等を参照して実施されたい。また、運動器の機能については、地域包括支援センターのケアマネジメントにおいて把握されるものと考えている。

（質問 3）運動器機能向上加算の人員配置は、人員基準に定められる看護職員以外に利用時間を通じて 1 名以上の配置が必要か。また、1 名の看護職員で、運動器機能向上加算、口腔機能向上加算の両方の加算を算定してもかまわないか。

（回答 3）運動器機能向上加算を算定するための前提となる人員配置は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）のいずれかである。看護職員については、提供時間帯を通じて専従することまでは求めていることから、本来の業務である健康管理や必要に応じて行う利用者の観察、静養といったサービス提供にとって支障のない範囲内で、運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービスの提供を行うことはできる。

**（2） 選択的サービス複数実施加算【総合事業通所介護サービスのみ】**

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位／月

選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位／月

旧介護予防通所介護にて算定されていた選択的サービス複数実施加算と同じ基準の加算になります。そのため、以下の算定基準等は旧介護予防通所介護の基準に基づいて作成しています。

利用者の自立を促すサービスを重点的かつ効果的に提供する観点から、生活機能の向上に資する選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）のうち、複数のプログラムを組み合わせる実施した場合に算定できます。

◆算定の基準（「旧指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」準拠）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして世田谷区長に届け出た事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービス

実施した場合に、1月につき所定の単位数を加算する。

なお、選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）については、選択的サービスのうち2種類、選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）については、3種類実施した場合に算定する。

イ	利用者が総合事業通所介護サービスの提供を受ける日において、当該利用者に対して必ずいずれかの選択的サービスを行っていること。
ロ	利用者に対して、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

◆留意点

- ・同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合には算定できません。
- ・（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかの加算しか算定できません（（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定することはできません）。
- ・複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討する必要があります。
- ・算定に当たっては以下に留意してください。
  - ① 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
  - ② いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。
  - ③ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

◆Q & A（旧介護予防通所介護のQ & A準拠）

（質問1）利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされているが、同一日内に複数の選択的サービスを行っても算定できるのか。

（回答1）算定できる。

選択的サービスの提供日は、他の選択的サービスと同一日であっても、別の日であっても、いずれでもよい。

利用者が週1回の場合の組合せ例		第1週	第2週	第3週	第4週
選択的サービス複数 実施加算（Ⅰ）	パターン1	運動	口腔	運動	口腔
	パターン2	運動	口腔・運動	運動	運動
選択的サービス複数 実施加算（Ⅱ）	パターン1	運動	口腔	運動	栄養
	パターン2	運動	口腔・運動	運動	栄養・運動

（質問2）利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされているが、次の場合は、どのように取り扱うのか。

- ①利用者が通所を休む等により、週1回以上実施できなかった場合。
- ②利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に1回しか実施できなかった場合。

た場合。

- ③利用日が隔週で、利用回数が月2回の利用者に対し、利用日ごとに選択的サービスを実施し、かつ、同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。
- ④月の第3週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第3週目と第4週目に選択的サービスを実施し、そのうち1回は、同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。

(回答2) ①、③、④は、週1回以上実施できていないこと、②は、いずれかの選択的サービスを月2回以上実施できていないことから、いずれの場合も当該加算は算定できない。この場合にあつては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定できる。

◆Q&A (世田谷区独自)

(質問1) 「いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること」の要件に関して、月をまたぐ週に利用者が休んだ場合の考え方について確認したい。

平成30年10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成30年11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

- ① 上記のカレンダーの場合で、毎週月曜日にサービスを利用している方(週1回)が、10月1日、8日、15日、22日にサービスを利用したが、29日に休んだ場合、10月と11月の算定の要件はどうなるか。
- ② 上記のカレンダーの場合で、毎週月曜日と金曜日にサービスを利用している方(週2回)が、10月1日、5日、8日、12日、15日、19日、22日、26日にサービスを利用したが、29日は休んで11月2日はサービスを利用した。この場合、10月と11月の算定の要件はどうなるか。
- ③ 上記のカレンダーの場合で、毎週月曜日と金曜日にサービスを利用している方(週2回)が、10月1日、5日、8日、12日、15日、19日、22日、26日にサービスを利用したが、29日及び11月2日もサービスを休んだ。この場合、10月と11月の算定の要件はどうなるか。
- ④ 年末年始やショートステイなどでサービスを休んだ場合で、休んだ週が月をまたぐ場合の算定の要件はどうなるか。

(回答1) 月をまたぐ週に休みがあった場合は、サービスを利用する曜日によって、どちらか一方の月のみ要件に該当しないことから算定不可とすることを基本と考えます。なお、この考え方は国等から明確な解釈が出された場合は今後変更する可能性があります。

- ① 月曜日のサービス利用で10月28日～11月3日の週の月曜日が10月になっていることから10月の選択的サービス複数実施加算の算定はできません。一方、11月は他の要件も全て該当すれば選択的サービス複数実施加算の算定可能となります。
- ② 10月28日～11月3日の週としては、11月2日にサービスを利用し、週1回以上実施の要件は満たしていることから、10月、11月共に他の要件も全て該当すれば選択的サービス複数実施加算の算定は可能です。
- ③ 月曜日・金曜日の週2回の利用で、10月28日～11月3日の週は、月曜日が10月、金曜日が11月になっています。この場合は10月か11月のどちらかの月のみ算定不可とし、その判断は事業所が行ってください。例えば、10月は他の要件も全て該当すれば10月の選択的サービス複数実施加算を算定し、11月は算定不可とすることが考えられます。
- ④ 年末年始やショートステイなどでサービスを休んだ場合も上記①から③の考え方に沿って判断してください。

(質問2) 月の途中からサービスを開始する場合、算定は可能か。

(回答2) 月の途中からサービスを開始した場合、選択的サービス複数実施加算は原則として算定できません。例外として、サービス提供を開始した日が月の第1週の場合で、選択的サービス複数実施加算のすべての要件に該当する場合は算定可能とします。なお、この考え方は国等から明確な解釈が出された場合は今後変更する可能性があります。

具体的には、(回答1)の平成30年11月の場合(週1回サービス利用)

サービス利用の曜日	算定可能	算定不可
月曜日	5日開始 算定可能※	12日開始 算定不可
火曜日	6日開始 算定可能※	13日開始 算定不可
水曜日	7日開始 算定可能※	14日開催 算定不可
木曜日	1日開始 算定可能※	8日開始 算定不可
金曜日	2日開始 算定可能※	9日開始 算定不可

※他の要件も全て該当する場合に限る。

### (3) 生活機能向上グループ活動加算【総合事業通所介護サービスのみ】 100単位/月

旧介護予防通所介護にて算定されていた生活機能向上グループ活動加算と同じ基準の加算になります。そのため、以下の算定基準等は旧介護予防通所介護の基準に基づいて作成しています。

#### ◆算定の基準 (「旧指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」準拠)

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして世田谷区長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定の単位数を加算する。

ただし、同月中の利用者に対して、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選

択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は算定できません。

イ	生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した総合事業通所介護サービス計画を作成していること。
ロ	総合事業通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
ハ	利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

◆留意事項

生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。

また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できないこと。なお、当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要である。

① 生活機能向上グループ活動の準備

ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。

活動項目の例 「家事関連活動」 衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ(ボタンつけ等) 等 食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等 住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等 通信・記録関連活動 機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等）
---

イ 1つのグループの人数は6人以下とすること。

② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとする。

なお、アからエまでの手順により得られた結果は、総合事業通所介護サービス計画に記録するこ

と。

- ア 当該利用者が、(一)要支援状態に至った理由と経緯、(二) 要支援状態となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、(三) 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、(四) 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、(五) 近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努めること。
- イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントと整合性のとれた内容とすること。
- ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。
- エ 生活機能向上グループ活動の(一) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、(二) 実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、(三) 実施期間はおおむね3月以内とする。介護職員等は、(一) から(三) までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。

### ③生活機能向上グループ活動の実施方法

- ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。
- イ 生活機能向上グループ活動は、1つのグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。
- ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。
- エ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。
- オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のア(三) から(五) までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。

### ◆Q & A（旧介護予防通所介護のQ & A準拠）

- (質問1) 利用者に対し、選択的サービスを3月間実施し、引き続き4月目から生活機能向上グループ活動加算を算定できるのか。
- (回答1) 利用者が、選択的サービス終了後も日常生活上の課題を有しており、生活機能グループ活動サービスの利用が適切と認められる場合は算定できる。

(質問2) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行うこととあるが、利用者が通所を休む等により、実施しない週が発生した月は算定できないのか。

(回答2) 当該サービスは、1週につき1回以上行うこととしているので、実施しない週が発生した月は、特別な場合を除いて、算定できない。

なお、特別な場合とは、① 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合、② 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合であって、1月のうち3週実施した場合である。

(質問3) 複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備するに当たって、1日につき複数種類を準備することが必要なのか。

(回答3) 1週間を通じて、複数の種類の活動項目を準備することが必要である。

#### (4) 事業所評価加算 120単位/月

旧介護予防通所介護にて算定されていた事業所評価加算と同様の加算になります。そのため、以下の算定基準等は旧介護予防通所介護の基準に基づいて作成していますが、総合事業の開始に伴い、事業対象者が新たに加わりましたので、国の基準に従い事業対象者の取扱を定めています。

運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の対象となる事業所について、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に次年度に加算します。

#### ◆算定の基準 (「旧指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」準拠)

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして世田谷区長に届け出た事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

イ 運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算の対象となる事業所であり、世田谷区長に届け出て選択的サービスを行っていること。

ロ 評価対象期間における総合事業通所型サービス事業所※1の利用実人員が10名以上であること。

ハ 評価対象期間における総合事業通所型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を総合事業通所型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。

ニ 次の②を①で除した割合が0.7以上であること。

① 評価対象期間において、総合事業通所型サービス事業所の提供する選択的サービスを3週間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という)を受けた者の数

② 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数(A)に、要支援の状態区分が改善された者の数(B)の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの

		現在の状態			
		要支援 2	要支援 1	事業対象者	事業対象者外 (※1)
元の 状態	要支援 2	A	B	A	B
	要支援 1	—	A	A	B
	事業対象者	—		A	B

※1 要介護者になった者を除く

#### ◆留意事項

世田谷区では、「総合事業通所介護サービス」及び「総合事業運動器機能向上サービス」が対象のサービスです。対象となるサービスは区市町村によって異なります。

#### ◆算定のための手続き

- ① 事業所評価加算の算定を希望する事業所は、各年10月15日※までに「世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算の申し出 あり」として、世田谷区へ届出を行う必要があります。なお、届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合の申し込みは不要です。
- ② 届出があった事業所については、国民健康保険団体連合会（国保連）にて、全国一律に判定処理を行います。事業所に複数の保険者（区市町村）の利用者がいる場合は、各区市町村で事業所評価加算の対象としたサービスについて、算定の基準に沿って計算されます。
- ③ 判定の結果（該当、非該当）は国保連の情報をもとに、保険者である世田谷区より事業所に通知します。

※都外事業所等の進達期限を考慮し、世田谷区では別途届出期限を設定し、各指定事業所に通知しています。

#### ◆Q&A（旧介護予防通所介護のQ&A準拠）

（質問1）いつの時期までに提供されたサービスが、翌年度の事業所評価加算の評価対象となるのか。

（回答1）事業所評価加算の評価対象となる利用者は、①評価の対象となる事業所にて、選択的サービスに係る加算を連続して3月以上算定しており、②選択的サービスに係る加算より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けている者であることから、選択的サービスの提供を受けた者の全てが評価対象受給者となるものではない。評価の対象となる期間は、各年1月1日から12月31日までであるが、各年12月31日までに国保連合会において評価対象受給者を確定する必要があることから、①9月までに選択的サービスの提供を受け、10月末日までに更新・変更認定が行われた者までが翌年度の事業所評価加算の評価対象受給者であり、②11月以降に更新・変更認定が行われた者は翌々年度の事業所評価加算の評価対象受給者となる。なお、選択的サービスに係る加算や受給者台帳情報は、国保連合会が一定期間のうちに把握できたものに限られるため、例えば、評価対象期間を過ぎて請求されてきた場合等は評価対象とならない。

（質問2）事業所評価加算の評価対象受給者については、選択的サービスを3月以上利用することが

要件とされているが、連続する3月が必要か。また、3月の間に選択的サービスの種類に変更があった場合はどうか。

(回答2) 選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、評価対象受給者については選択的サービスを3月以上連続して受給する者を対象とすることとしている。また、選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、通常3月は同一の選択的サービスが提供されるものと考えているが、連続する3月の中で選択的サービスが同一でない場合についても、国保連合会においては、評価対象受給者として計算することとしている。

(質問3) 評価対象事業所の要件として「評価対象期間における当該介護予防事業所の利用実人員数が10名以上であること。」とされているが、10名以上の者が連続する3月以上の選択的サービスを利用する必要があるのか。

(回答3) 単に利用実人数が10名以上であればよく、必ずしもこれらの者全員が連続する3月以上の選択的サービスを利用している必要はない。

(質問4) 4月にA事業所、5月にB事業所、6月にC事業所から選択的サービスの提供があった場合は評価対象となるのか。

(回答4) 事業所評価加算は事業所の提供する効果的なサービスを評価する観点から行うものであることから、同一事業所が提供する選択的サービスについて評価するものであり、ご質問のケースについては評価対象とならない。